

価値があるものは**防止** ハラスメント



被告（企業）は、雇用契約に基づき、信義則上、労務を提供する過程において、職場の上司及び同僚からのいじめ行為を防止して、生命及び身体を危険から保護する安全配慮義務を負担していたと認められる。被告は、被告のいじめを認識することが可能であったにもかかわらず、これを認識していじめを防止する措置を採らなかった安全配慮義務違反の債務不履行があったと認めることができる。したがって、被告は、安全配慮義務違反の債務不履行によって損害を賠償する責任がある。

銀座社会保険労務士法人のハラスメント防止対応

一旦、ハラスメントが顕在化すると企業内がごたごたします。更に、上記のような判決があると企業のイメージダウンは測り知れず、また、〇〇事件と企業内が付されることになり、不名誉な記録が永遠に残ることになります。ハラスメントを『防止』する努力が必要です。

企業無料診断サービス

企業としての現状を診断・評価します。専門家の目から検証します。

ハラスメント防止研修（管理者・一般別）

パワハラ・セクハラといってもその正確な意味を理解していない実態が多数です。また、業務命令と区別されなければなりません。

企業内アンケート（全従業員）

ハラスメントは水面下で進行し、あるきっかけで表面化します。無記名の企業内アンケートによって空気を調査して防止措置を実施しましょう。

ハラスメント外部相談窓口

企業内では相談しにくくても外部の社会保険労務士には気軽に言えます。相談窓口を内部と外部と設置しておくことで早期の相談が実施できます。



お問合せ先

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦・井上 隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com/>